

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 都道の供用開始……………一
……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………三
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 都道の供用開始……………三
……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………五
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………五
……………(水道局)……………五

告示

● 東京都告示第千八百十六号
建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区桐ヶ丘二丁目六百九十六番一、
同番三から同番六まで、八百七十九
番五、千四百四十三番三、千四百五番一
の一部、同番六、同番七、千四百十六
番二、同番四、同番五、千五百四十四番
二、千八百二十一、千八百四十四番五、
千八百七十一、千八百八十八番三、同番
四、千九十二番、千九十八番一の一
部、同番十四、同番二十、千二百二番
一、千七百七十番三、千八百八十三番一、
同番七、同番八、千八百八十三番一、
同番三、同番四、千二百十番二、千
二百一十一番二から同番五まで、千二
百一十三番二、同番四、千二百十五番
一から同番四まで、千三百二十番一、
同番十一から同番十三まで、同番十二
五から同番十九まで、同番二十九か
ら同番三十一まで、千三百七十三番
三、千三百八十一番十、千四百四十三
番四十三、同番五十七、同番六十
八から同番七十五まで、桐ヶ丘二丁
目六百三十九番二、同番三、六百五
十番一、赤羽台三丁目六百三十九番
一、同番五の一部、六百五十番四、
同番五、八百七十九番一の一部、同
番二から同番四まで、同番五の一部、
千八百八十五、同番七から同番九ま
で、同番十四、千二百一十一番一の一
部及び赤羽北三丁目千五百五十五番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁
第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第千八百十七号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 大田調布

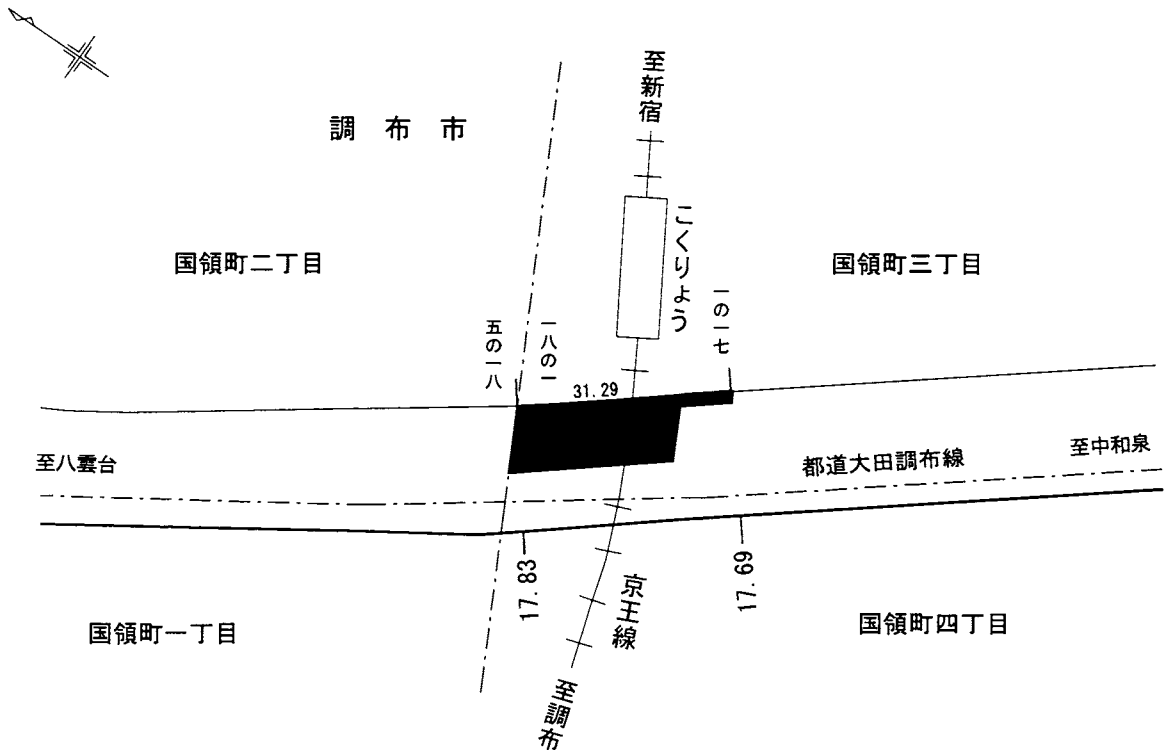
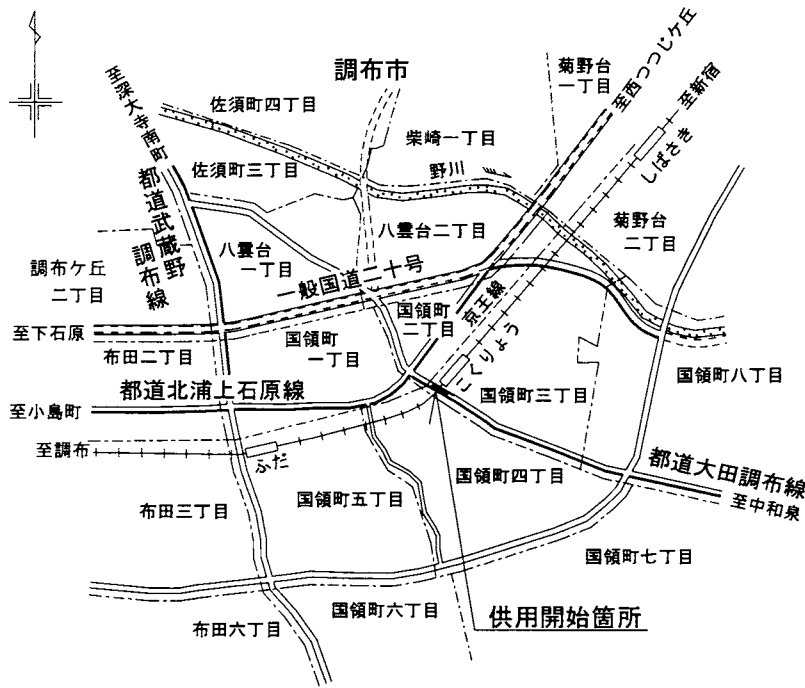
二 供用開始の区間 調布市国領町三丁目一番十七地内から同所十八番一地内まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成二十九年十二月十四日

別
都道大田調布線供用開始略図
調布市国領町三丁目地内

計	延長	三三・一五メートル
画	面積	二三九・九九平方メートル
線	供用開始区域	市道
		都道
		一般国道



●東京都告示第千八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

大田調布

二 占用を制限する区間

調布市国領町三丁目一番十七地内から同所十八番一
地内まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな
いと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月十五日

●東京都告示第千八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

遷原町田

二 供用開始の区間

町田市金森東一丁目三百五十五番一
地先

三 供用開始の概要

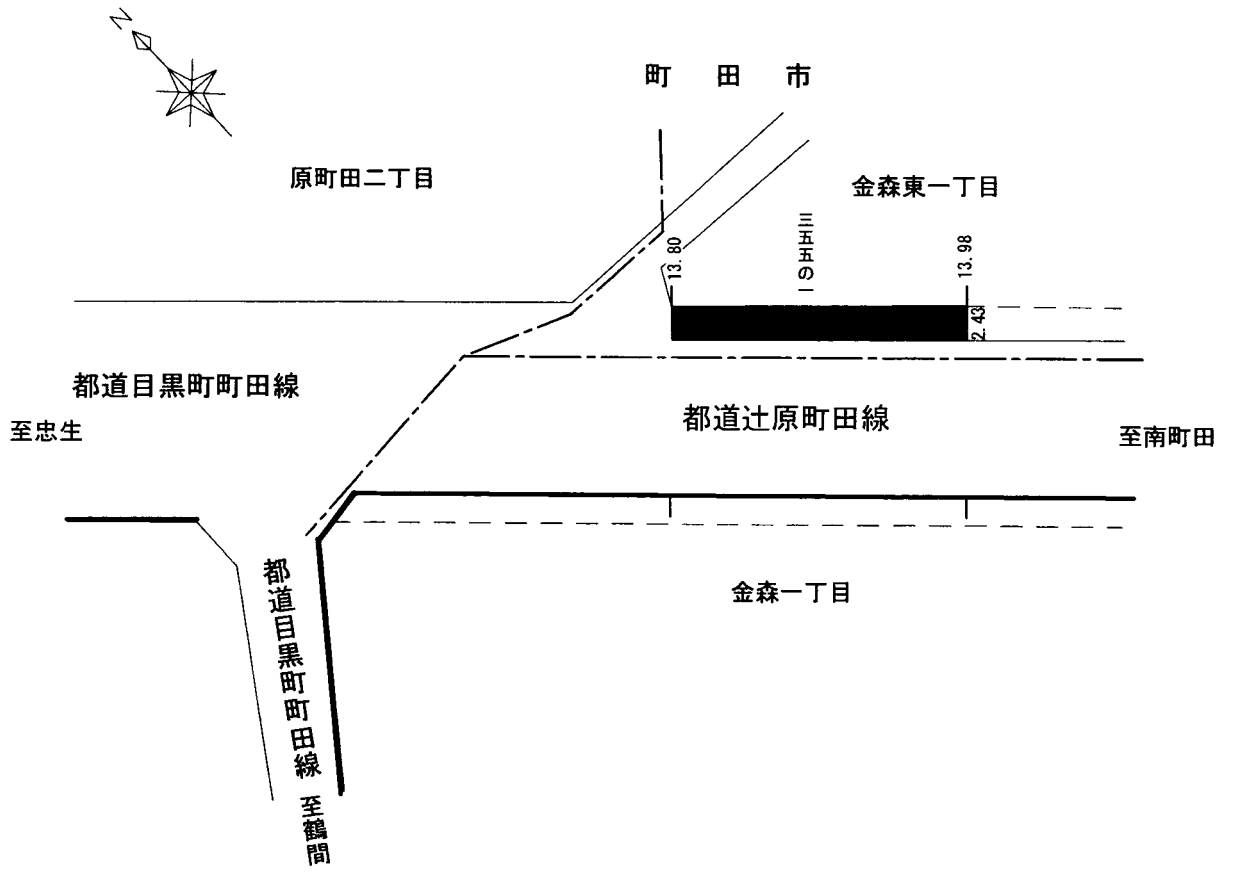
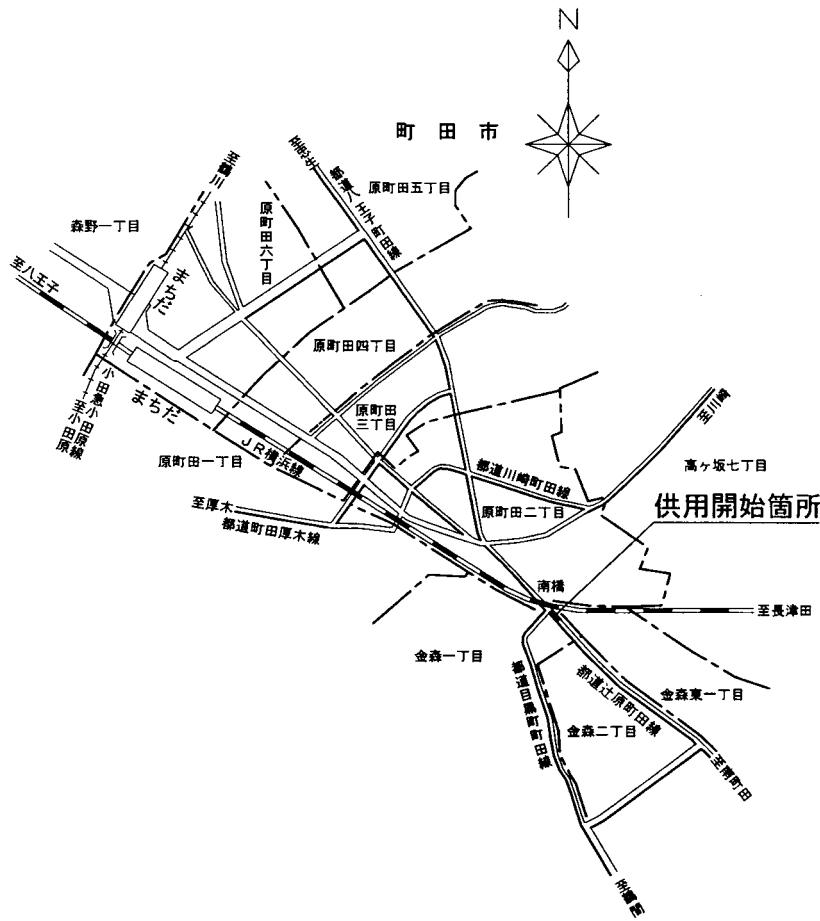
別図表示のとおり

四 供用開始の期日

平成二十九年十二月十四日

別
都道
町田市金森東一丁目
地内

計画線
 面積
 延長
 供用開始区域
 市道
 都道
 二一・七六メートル
 五一・一〇平方メートル



●東京都告示第千八百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

辻原町田

二 占用を制限する区間

町田市金森東一丁目三百五十五番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月十五日

公 告

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十四日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九六〇一	トーシン ウエルデ イング株 式会社	松井 繁樹	神奈川県 横浜市北区 小机町三百 六十九番地 一 小机パ ークスクエ アM130	平成二十 九年十一 月二十一 日
九六〇二	合同会社 新垣設備 工業	新垣 純	江戸川区松 江五丁目二 十一番八 二〇四号	同日
九六〇三	九段設備	大島 敬子	千代田区九 段北一丁目 五番五 一六〇二 号	同日
九六〇四	アクア設 備工業	吉本三四郎	神奈川県厚 木市山際七 百二十七番 地四	同日
九六〇五	飯島 和 明	飯島 和明	江戸川区中 央一丁目十 二番二 一八〇七 号	同日
九六〇六	株式会社 ワクロス	海野 公香	神奈川県相 模原市中央 区鹿沼台二 丁目十八番 七号	同日
九六〇七	株式会社 TENZ AN	恩慈 宗義	練馬区谷原 二丁目一 十八号	同日
九六〇八	ハナサキ 設備	花塚 拓也	埼玉県所沢 市大字上安 松八百七十 八番地の二 十	同日
九六〇九	オアナ住 設	小穴 貴士	千葉県市川 市菅野四丁 目六番二十 三号(Gr aceil io.Bi 101号)	同日
九六一〇	THRE E Be ars 株式会 社	佐々木 豪	板橋区仲宿 六十一番六 号	同日
九六一一	株式会社 ヒロテッ ク	新納 宏明	千葉県船橋 市藤原五丁 目四十七番 十二号	同日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001